

# 明和町障がい者活躍推進計画

令和2年4月1日

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 機関名                       | 明和町（町長部局）  |
| 任命権者                      | 明和町長   |
| 計画期間                      | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）  |
| 明和町（町長部局）における障がい者雇用に関する課題 | <p>明和町においては、令和元年6月1日現在は、法定雇用率2.5%を達成している。しかしながら、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率が2.6%に引き上げられる予定である。</p> <p>このため、積極的な採用取組はもちろん、個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進める必要がある。</p> |
| 目 標                       |  |
| ①採用に関する目標                 | <p>障がい者である職員の実雇用率について、各年度において当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>【評価方法】<br/>毎年の任免状況通報により把握及び進捗管理を行う。</p>   |
| ②定着に関する目標                 | <p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。</p> <p>【評価方法】<br/>毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。</p>   |
| 取 組 内 容                   |  |
| ①障がい者の活躍を推進する体制整備         | <p>○障がい者雇用推進者として総務防災課長を選任する。</p> <p>○障がい者である職員の相談等ができる体制を確保し、必要であれば組織外の関係機関とも連携をとり、関係者間において情報共有を行う。</p>  |
| ②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出    | <p>○組織内において、定期的に面談等を行い、障がい者である職員と業務の適切なマッチングができているか等の点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>  |
| ③障がい者の活躍を推進するための環境整       | <p>○相談窓口への相談のほか、新規に採用した障がい者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p>   |

|        |   |
|--------|---|
| 備・人材管理 | <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲において適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>2) 自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>3) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>4) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>5) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ol> |
| ④その他   | <p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>  |